

平成17年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第4日目)

平成17年3月15日(火曜日)

午前10時00分開議

第28 一般質問

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	上原	豊茂	君
3番	小坂	正利	君	4番	渡邊	易右工門	君
5番	佐藤	静基	君	6番	橋本	憲治	君
7番	柴田	喜八	君	8番	大坪	勝廣	君
9番	高橋	徳男	君	10番	渡邊	守彦	君
11番	山本	朝英	君	12番	小林	一甫	君
13番	松浦	啓博	君	14番	安藤	義昭	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	深見	定雄	君
助役	宮川	伊三男	君
総務課長	山田	日出夫	君
企画財政課長	佐藤	正好	君
税務管財課長補佐	村口	鉄哉	君
町民の声をきく課長	谷方	正夫	君
福祉保健課長	山川	栄二	君
農林商工課長	山内	啓伸	君
建設耕地課長	竹村	治実	君
生活環境課長補佐	宮田	忍	君
水道課長補佐	宮田	忍	君
施設車両課長	小田	藤夫	君
教育長	小野	茂	君
管理課長	平塚	晴康	君
社会教育課長	橋爪	実	君
教育委員長職務代理者	飯田	洋司	君
監査委員	四十物	義雄	君
農業委員会事務局長	小野	良次	君
出納室長	佐野	正敏	君
行政改革対策室長	佐藤	純一	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	林	春雄	君
議会事務局次長	菅野	宏	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さんおはようございます。定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、松浦議員から遅刻の届出が出ております。従って、現時点での出席は13名です。そのほか、白崎教育委員長に代わって、飯田職務代理者が出席することになっておりますが、午後から出席とのことです。また、鳥山農業委員会長、久原選管委員長から欠席の報告及び佐野出納室長から早退の報告並びに菊池課長に代わって宮田課長補佐が出席、皆川課長に代わって村口課長補佐が出席しております。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第28、一般質問を継続いたします。

6番、橋本憲治君の発言を許します。

橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） それでは通告に従いまして、一般質問をしたいと思いますけれども、2人ほど合併の問題も出ておりますし、予算の面でも佐藤議員から昨日質問があったと思います。重なる部分もあると思いますけれども、あわせて質問に答えていただきたいなど。なるべく重ならないように、一般質問をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それではさっそく市町村合併について、まず1点目は、合併を断念したときの見解の発表がありましたけれども、時間との経過に伴い現時点で合併を振り返り、どう行政として合併の総括をし、今後に生かしていくのか、ご所見をお伺いをしたいと思います。

2つ目には、合併特例法の期限が切れまして、今年の3月いっぱい10年間の時限立法が切れて、今年の4月から合併の新法、これは5年の時限立法となっておりますけれども、スタートする。どのような内容の違いがあるのか、お伺いをしたいと思います。

3点目は、道は広域連合のあり方を勧める報道がありましたけれども、もともと広域合併は道も推進、国も推進しておりましたけれども、空知広域連合が道からの権限移譲の対応を含めて、改めて自立が大変厳しいということで、近隣町村も含めて広域連合にしたいという申し出を認めたというのが、報道もありました。それで、当町も近隣市町、特に北見市を含めた1市3町の合併が進んでおりますけれども、その中に当町として広域連合のあり方でますます厳しいとは思いますが、そういう選択肢があるのかなのか、お伺いをしたいと思います。

4点目は、町名では反対したが財政の厳しいときでもあり、合併には十分理解もできるので、新しい町の名称で置戸町との合併を再度考えるべきではないかとの声も多く聞かれ、町として、相手側、再度置戸町との合併を再度考えるべきではないかとの声も聞かれ、町として相手側に働きかけた経緯も含めて、昨日もありましたけれども、同じ意見になると思いますが、ご所見をお伺いをしたいと思います。

5点目には、市町村合併推進の基本指針に人口規模については1万人未満など、具体的な数字を盛り込む可能性が高いという報道がありまして、そうなりますと、ますますこの10月で国勢調査がありましたら、いよいよ1万人は切れる可能性が強いということになりますと、合併が非常に難しい状況に追い込まれるのではないかと思いますけれども、そういう提示があった場合にはどういう対応されるのかお伺いをしたいと思います。

6点目に、国、道が新たな合併の組み合わせを来年の3月までにまとめる方針という、固めたと報道にありますけれども、どのような組み合わせが想定されて、現時点での判断は難しいと思われまして、選択肢なども含めて、内部では十分検討していると思いますので、わかる範囲で教えていただきたいと思えます。

7点目、自立は厳しい財政にならざるを得ないと住民に説明をし、財政の見直し、行政改革の中で、町民にも覚悟を求める試算を示してきたが、今のままでは平成19年度には予算の見通しが立たないことだが、厳しい対応が迫られると思うが、今年度の予算編成にどのように反映され、今後の財政の見通しはどうか、あわせてお伺いをしたいと思います。

8点目になります。このままでは国、道の指針を待つだけなら、強制合併、吸収合併にならざるを得ません。今後の対策が急務だと思いますが、再編成を含めて、今からすぐ協議していく必要があると思われまして、ご所見をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 市町村合併について、8点にわたりお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の現時点で合併を振り返り、どう行政として合併の総括をし、今後どう生かしていくかのお尋ねですが、住民アンケートの結果を受けて置戸町との合併を断念しましたが、財政状況が非常に厳しい上、今年4月に施行される新しい合併特例法による国や道の動きを見守っていく必要があると考えております。

今まで協議されてきた内容や合併協議会のあり方などにつきましては、仮に今後再度の合併協議がある場合には、生かされてくるものと考えておりますが、当面は厳しい財政状況乗り越え、自立の道を歩んでいかなければならないと考えております。

次に、今年4月からの新しい特例法の内容はとのお尋ねですが、新法は平成17年4月から平成22年3月までの5年間の時限立法となっております。内容につきましては、現行法にある合併特例債の規定がなくなりますが、地方交付税の合併算定替につきましては、現行法の特例期間10年間で段階的に5年に短縮されます。このほか、合併特例区や地域自治区の特例の規定などが盛り込まれております。新法において重要なポイントになると考えられるのが、合併の推進の構想です。これは総務大臣が、自主的な市町村の合併を推進するための基本指針を定めるとされており、この基本指針に基づき、都道府県は合併を推進する必要があると認められる市町村の合併構想を定めることになっているほか、基本指針には人口1万人の要件も盛り込まれるものと見込まれることから、国や道の動きを見守っていく必要があります。

次に、広域連合の選択肢があるかとお尋ねですが、議員がご心配されるように、北見市を中心とした1市3町が合併した場合は、地理的に置戸町、訓子府町の2町が残る形になり、この2町で広域連合を組んだ場合に、財政的な効果が上げられるかは疑問のあるところですが、新法による合併も含め、あらゆる可能性を探っていきたいと考えております。

次に置戸町との合併について、再考があり得るかとお尋ねですが、昨年12月に実施した住民アンケートの結果を見ますと、町民の皆さまには厳しい財政状況をご理解いただいているものと考えておりますが、反対の理由は町名問題以外にもさまざまな理由があり、時間的にも現行法の中での置戸町との合併は難しい状況ですが、今年4月からの新法の中で、置戸町との合併が可能かということも選択肢の一つとして検討してまいります。

次に、基本指針に人口規模が1万人未満の具体的な数字が盛り込まれた場合、2町での合併が難しい状況になるのではないかとお尋ねですが、平成17年に実施される国勢調査では2町の人口1万人を切るものと予想され、基本指針に人口1万人の要件が盛り込まれた場合、2町での合併は難しくなると考えられますが、地理的な条件や人口密度、経済事情、これまでの合併行ってきた事情等を考慮するとおっしゃっておりますので、可能性が全くないわけではないと考えておりますが、基本指針や道が定める合併構想を見極めたいと考えております。

次に、合併の枠組みや選択肢などを内部で検討しているかとお尋ねですが、新法による合併につきましては、国や道の動きを見ていく必要があります。従いまして、今後の合併につきましては具体的な検討を行っておりませんが、いずれにいたしましても、当面自立の道を歩んでいかなければならないと考えております。

次に、今年度の予算編成に反映した行政改革の内容と今後の財政見通しについてのお尋ねが、まず予算編成につきましては、機構の見直しを前提とした職員の不補充、それから職員給与そのものの縮減による人件費の圧縮のほか、旅費などをはじめとする内部経費の縮減に努めた一方、政策的な予算であります補助奨励費や扶助費につきましても、所期の目的を達成したと思われるものや廃止しても支障がないと思われるものにつきまして、廃止もしくは縮小させていただいたところであります。

なお、今後の見通しにつきましては、こうした取り組みをさせていただいたにもかかわらず、新年度予算の説明資料に添付しております基金の表のとおり、非常に厳しい財政見通しとなっておりますので、今後さらに踏み込んだ行政改革を進めるとともに、地域でできるものは地域が主体となって取り組んでいただく、いわゆる「協働のまちづくり」が不可欠であると思っておりますので、今後はこうした観点でも取り組んでまいりたいと考えております。

次に国、道の指針を待つだけなら吸収合併にならざるを得ないので、今後の対策が急務でないかとお尋ねですが、私は合併するのであれば真に対等で、自立に近い小さな合併という考え方で、置戸町との合併協議を進めてまいりました。しかしながら、現行法での合併という選択肢が消えた以上は、これからの合併は4月以降の新法によらざるを得ない状況になりました。従いまして、訓子府町として現状で何らかの対策を取っていくことは非常に難しい状況にありますが、当面は自立の道歩みながら、この難局を乗り換えていか

なければならぬと考えております。

以上、市町村合併についてお答え申し上げます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 何点が再質問させていただきますけれども、1点目に総括をお願いするということでお話がありました。昨日もありましたけれども、合併に関する住民のアンケートの結果を受けた報告の作成は、皆さんにお示しをしていただきましたけれども、その中でも「町名が良くない」、「合併協議が十分でなかった」、3点目には「財政の状況の改善が見込めない」ということが、このほかにもありますけれども、この3点が大きな要因で合併に残念ながら合併が反対という結果につながったと思います。ただ、せっかく総括でございますから、残念ながらに合併に至らなかった反省を含めて、今後はどうやってこのことを生かしていかなければならないのかと。特に、次の機会に訪れる機会があれば、やっぱりこの反省を生かして、再度にわたり総括をしながら資料作成しながら、次のステップに向かうような内部で協議していく必要があるのではないかなというように思いますけれども、それで私なりに反省も含めて、何点が細かく内容を精査したものを提言していきたいと思っております。

まず1点目に、期間の問題はどうなったのかなと。自立と言いながら1年数カ月やってきますけれども、任意協議会では説明の中では、常に「任意協議会というのは合併を目的とした協議会ではありませんよ。」というような声を伝えてきながら、これが法定協に移るまでに約半年間あったんですけども、やはりそれは変わらず、一貫してそういう言い方をしてきた。そういうことも含めると、財政のことも含めて、その期間半年間で財政が厳しい、合併に向かっているかなければならないという期間としては、少しは短くはなかったかなという、大いに反省をしているところでございますし、行政の方としても、もう少し時間があって良かったのかなというような気がしております。

それから2点目でございますけれども、町名の問題が大きな争点となりましたけれども、これも含めて私も大いに反省しておりますけれども、やはり両町で法定協議会であがってきた名前を含めて、5つがいいのか10個がいいのかわかりませんが、再度両町民に投げかけて、再度両町民の声を広げることができなかったのかなと。そういうことも含めて、あとから考えたところでございます。

3点目には、これまた反対の理由に多い、合併協議が十分でない。ただ、こうも通じてこの行政側としては、私は十分に何回もこの協議の内容は町民の方に示していただいたのかなという気持ちはありますけれども、ただ、佐呂間町あたりはそのほかに法定協議会のほかに、下部組織として約1年半ぐらい前から住民の代表を集めて町の将来を作成する協議会を立ち上げているんですね。残念ながら佐呂間町を見ますと湧別町が反対にありまして、今上湧別町と飛び地でもやろうというような話になっておりますけれども、それも住民からの動きでは、そういう佐呂間町の人たち、協議会の方たちのメンバーが、今協力に合併に向かって推進していると。そういうので、広く住民の声を拾えなかったのかなという反省もしております。

それとアンケートの内容でありますけれども、親切丁寧に正直なところ反対ひとつ理由に取っても、その他を含めて7点、「あくまでも自立を目指すべき」、「もっと大きな合併の枠組みを考えるべき」、「財政状況の改善が見込めない」、「専門的で高度な行政サービスが受けられない」、「合併協議が十分でないから」、「町名が良くないから」、本当に配慮を十分にした住民アンケートだったのではないかなと思いますけれども、かえって多くの住民の方に細かく分ければ分けるほど戸惑いがあったのかなということを含めて、それとこの住民アンケートの時期なんですけれども、これはやっぱり再生可能な時期に、強いて言えば8月ごろにやって住民アンケートの結果が出ましたよと。町名が反対が多かった、十分に協議ができなかった。じゃあ、町名、住民の方の住民の説明も含めて、この1月、2月に向かって、再度改めてスタートできるようなことにはならなかったのかなというようなことも思っております。

それから5点目には、大変ご苦勞かけたと思うのですけれども、私どもは協議会に参加させていただいてますけれども、ただ、一般の協議会の委員さんにとっては、大変重荷になった協議会、なおかつ法定協議会ではなかったのかなと。住民の広く代表を選抜して、選んだはずなんですけれども、これ任意協から、昨日もありましたように法定協に移ったときに3名の方が辞められるというようなこともありまして、そういうことがありまして、そういうことがなかなか代表でありながら、かえっているんな人の代表としての住民の声を吸い上げられなかったというような気がしてならないんですよね。ただ、協議会の中では「一個人としてあくまでもご意見を言ってください。」というようなことが多かったものですから、そういう中での協議さんの苦勞は、今顧みますと大変なご苦勞をかけたのではないかなと思っております。

そういう何点をあげましたけれども、その総括の中でこういう問題も含めて、やっぱり資料を作成とか、そういう検討した結果があるかないか、まず1点お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 行政改革対策室長。

行政改革対策室長（佐藤純一君） ただいまの合併につきまして、5点ほどのご質問いただきましたけども、まず全体を通して、これを細かく合併協議の内容について継承したということは、まだ実施はしておりません。

ただ、一つずつお答えを申し上げたいと思いますけども、まず1点目の期間が短かったのではないかとこの部分につきましては、議員をおっしゃるとおりかなというふうな反省もございします。

また、2点目の町名問題につきましても、これも時間の問題ございまして、協議が終わって、住民説明会が12月、アンケートも同じ12月ということになれば、現行法の期限が今年の3月ということになったら、また再度その部分町名問題で取り直して、再度アンケートなどを実施するという部分につきましては、ちょっと時間的な部分も難しかったのかなというふうに思います。

それから3点目につきましては、今後仮にこういうようなことがありましたら、こういう反省も踏まえまして、佐呂間町のような取り組みとかも必要なのかなというふうなふう

に思います。

また、アンケートの内容につきましては、客観的に住民の皆さまに判断をしていただきたいということと、住民の皆さまがどのようなことを考えているのかということとを町としても把握をしたいということで、できるだけ細かくお答えをいただけるような形ということで、考えたということでご理解をいただきたいとします。

また、そのアンケートの実施時期につきましても、まだ合併協議の内容がきちっと決まっていないうちで、アンケートを町民の皆さまにその部分を問うというのは、またその判断が非常に難しいのかなというふうなことも考えております。

最後に委員の皆さまに、この合併協議が重荷になったのではないかとということをごさいますけれども、そのことについては、本当に委員の皆さまにはご苦労をかけたなというふうな思いがございまして、今後、仮にまた合併協議などありましたら、このことを踏まえた中で取り組んでいきいたというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 特にアンケートの内容については、客観的に多くの声を聞きたかったということが、そういう意味では広く多く十分に聞けたとは思いますが、それが広く聞くわりには、なかなかどういう方向に進んでいくのかというのが見えにくい内容に書いてなかったのかなというふうな思いもしております。

それから今室長の方からもありましたように、協議の委員については、機会があればぜひその人たちにご苦労な声もかけていただきたいとします。

それから二つ目に、今の報道で合併の流れがばんばん出されておりますけれども、どうも流れを見ておりますと、推進勧告で揺れる発言を繰り返しておりますけれども、道は「合併を積極的に推進しますよ。」というような報道があったと思えば、次の日に「強制することはありません。」という大いに揺れてる内容の記事が載っております。それは道が、今まで212あった町村が予想として2006年度の3月までには、180から190程度に道内では終わるのではないかとされているからとします。そういうことでは、北海道は合併があまり進んでいないということもありまして、ただ、また来年の3月までには新しい組み合わせも含めて、新合併の構想打ち出していきいたいというような道からの声がありますし、国の財政のことを考えますと、ますます合併の推進が図られてくるのではないかなとします。特にそういう意味で、この近隣町村で津別町が残念ながら合併を断念して自立に向かっていると。ただ、すぐ発表がありましたように、自立への取り組みは待たなすよと。また、厳しい道ですけれども、町民にも覚悟をこれからも求めていきますよと。佐呂間町についても、合併断念後を湧別町が離脱した後に、上湧別町とすぐ民間レベルで飛び地でも合併を含めて協議している。この一連の報道がありましたけれども、こういう動きがやっぱり自立の中でもやっぱり予算とか、なおかつ、どういう模索があるかということを考えていく必要があると思うんですけれども、この辺いかがですか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま置戸町との合併を断念した今、将来に向けて即何らかの対応が必要ではないかというご質問をいただきました。

先ほど町長並びに室長から申し上げましたように、今回の予算編成にあたりましては、昨日の佐藤議員の質問にお答え申し上げましたけれども、今回の置戸町の協議の中でいろいろと知り得た情報等に基づいたもの、あるいは昨年5月にお示しをしました「自立の道を探る」、あの推計に基づいて行革を行う意味合いも含めて予算編成にあたったつもりであります。

今後の取り組みについて、即対応をというお話しがございました。今回のその置戸町との合併の協議を一つの反省材料といたしまして、17年度入りしましたら何人かの議員さんのご質問にお答えしましたけれども、何らかの組織を立ち上げて、町民の皆さんとまちづくりについて話し合いをしながら、よりよい方向性を求めていこうというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） ぜひ素早い動きで、即対応をしていただきたいと思います。

それでは、現行法と新法の違いなんですけれども、ただ、懸念をするのは、どういう新法の中で合併がもしあり得るのであれば、1万人未満という足かせがありますから難しいんですけれども、もし2町が再度新しい新法の中で合併をもしクリアできるのであれば、これ新法では5年間の時限立法になっておりますけれども、5年間と言いますと17年から22年以降は切れますんで、合併しても、これまた再度強制合併になるようなことがありますのか、ちょっと1点お伺いしたい。

議長（柴田喜八君） 行政改革対策室長。

行政改革対策室長（佐藤純一君） 今年4月からの新法につきましては、先ほど言われましたように、平成22年の3月までの5年間の時限立法ということで、一定の内容については私どもも把握はしておりますけれども、その後、5年経った後の国の考え方などについては、現在のところ一切示されていないというのが実態ございまして、それ以降のことにつきましてはちょっとお答えを申し上げられないような状況だということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） そうなんだ。新法の中では、再度5年後には新しい合併の推進もあり得るという話で、ご理解していいんだと思います。そうなりますと、大変ますます大変になってくるのかなというような気がしておりますけれども、正直なところ、この10年間の合併の中には、「おいしいアメ」と言われている合併特例債がありましたし、起債可能額に言えば、訓子府では41億円、そのうち30%カットされても、約2億3,000万円ぐらいには両町で使える金だと。また、基金造成費としては10億4,000万円を基金に積みなさいというようなお話がありますし、なおかつ、臨時的経営、財政措置としましては、3,000万円を掛ける5年間で1億5,000万円を合併にいろいろなこと、財政処置する必要があるということで1億5,000万円。そういうことを考える大変残念なことなんですけれども、約これ起債可能額という。結果的には、30%は借金になりますけれども、それを抜いたとしても約8億数千万円ということは優遇を受けられたのかなと。残念仕方ありませんけれども・・・十分に責任を感じております。そういう意

味で、ただ、この2町の中でも、この合併特例債の特に建設にかかわる起債可能額の中身は、大変今合併どんどん取り進んでおりますので、皆さんが合併特例債を使って、多くのハード事業を進めていく方向になると思うんですけれども、両町にわたっては、なかなかこの特例債の優遇措置というのができなくて、中身見ますと、電子計算機の電算の一元化、二つ目には、牧場の統合とか、それから給食センターの統合というようなものにしか、なかなか使えないのではないかというようなお話がありました。そういうことでありまして、別に新法の中でも、これから十分にこの機会が両町で生かしていけると思うんですけれども、そこら辺のところいかかでしょう。

議長（柴田喜八君） 行政改革対策室長。

行政改革対策室長（佐藤純一君） 新法と旧法の違いにつきまして、大きな点で違いがあるのは、今議員おっしゃられたその合併特例債がなくなったという部分でございまして、そのほかの地方交付税の合併算定替ですとか、そういう部分につきましては、若干地方交付税の部分は、若干年限が最終的に5年間というふうに短縮されてくるような違いはありますけれども、実質的には変わらないと言いますか、合併特例債と合併推進の構想以外については現行法と同じということで、仮に今後の合併があった場合につきましては、この新しい合併特例法の中での合併協議という形でのメリットというのは、生きてくるのかなというふうに思いますのでご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 広域連合につきましてもありましたけれども、時間的なこともありまして、広域連合はどこまでできるのかちょっと聞きたかったんですけども、飛ばしまして、置戸町との再度合併はあり得るのかなんていうことで、置戸町とは先ほど助役から協議会を設けていきたいというお話がありましたけれども、なおかつ、置戸町の方に伺うと、この議会終了後に5ヵ所で合併結果も含めて、自立に向けて説明していきたいと。そういうような考え方が当町にはないかをお伺いしたい。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 今後の進め方の中で、置戸町と今後協議をするということは、まだ明確にお答えをすることはできないかと思えます。ただ、本町の内部で今後のまちづくりに向けて、何らかの組織を立ち上げ、これは住民の方にも参加いただいた組織で、将来のまちづくりについていろいろと幅広くご意見を伺うということを今考えているところでございます。今後のその新法による合併の進め方については、先ほどから申し上げておりますように、今後の国、道の動きも十分に見定めまして、今後判断をしていかなければならないというふうに考えておりますので、その点についてはご理解をしていただきたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） それでは平成17年度の予算編成について、基金保有額も含めて再度確認をしたいんですけれども、4億7,700万円、それに減債基金を引いて、そのうちの一般分には3億1,300万円。これを18年度、なおかつ、財源不足が生じれば、1億数千万になるのか、今年みたく2億700万円だったですか、600万円だったです

けども、財政不足を手立てをしなければならぬということになると、大変19年度で財政の調整基金、減債基金が消えてしまうというような結果が、そういう意味であれば、20年から赤字団体に転落をしていくというようなことになる。そういう意味で、今の流れで3億1,300万円ですから、そういう考えてよろしいんでしょうか。2年で1億7,000万円ずつ、2億ずつ削ったら19年度で終わりだという考え方でよろしいんでしょうか。再度確認したい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 新年度の予算の説明資料等でもつけてございますけれども、その基金の残高表をご覧をいただきたいと思うんですけれども、このままの収支の状態が来年、再来年と続くとすれば、19年度まではなんとか基金としては持ちこたえられるのかなということが言えるかと思えます。ただ、国の方の動きで、例えば30%交付税を削減するですとか、そういったいろんな情報もありますから、それによって大きくこれから変動すると。昨日ございました佐藤議員からのお話もありましたけども、これから行革によって、どれだけ経費削減が図られるかによっても、また、大きく動くということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 橋本議員、ちょっと申し上げます。ちょっとさっきの質問は次の予算編成になんか入ったような気がするんですけれども、そこら辺の噛み合わせ、通告書の次の・・・。

はい。橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 時間がなりました、予算の方入りたいんですけれども、いずれにしろこうやって進めてきたことに私自身も多くの方からご批判を受けましたし、「国を売った」、「魂を売った」ということも言われましたし、ご批判を十分に受けたつもりでございます。ただ、この財政が厳しい中で、僕はこの合併を進めることが唯一のこの2町の残る道だという思いで、ここまで合併を進めてきたつもりでございますし、ただ、町長一人に責任をおっつけるもんでございませぬし、なおかつ、ある人から言われれば、「議員として、町議選並みに多くの住民に君たちは理解を得れるような説明したのか。」というようなご批判も受けておりますし、なおかつ、ある人からは「2年後には、北見して1市3町が合併になったら君たちが貢献したことは、訓子府の町から議員をなくしたことが最大の貢献である。」というようなジョークも含めて、ご批判もいただいております。ただ、大いに反省をして、これからやっぱり強制、吸収合併に向かうのではなくて、やっぱりなおかつ、訓子府町の声これからも伝えていきたいと。そういう思いでいっぱいでございます。

それでは、予算の方に行かしていただきたいと思えます。

予算編成についてでございます。

合併が断念をした今、今回の予算は将来に向かって厳しい状況におかれており、予算編成にあたっては、緊縮型対応は求められると思うが、平成17年度予算の基本理念をどこにおいて対応したのか伺いたい。

2点目に、事務分掌条例に改正による議案が提案されておりますけれども、9課2室か

ら7課1室に対する予定だが、機構改革による行政効果がどのようなことが考えられるか、予算どのように反映されるのか、お伺いをしたいと思います。

3点目には、道内自治体の職員の基本給の単独での引き下げが進んでいるが、地方どのような対応を考えているのか、ご所見をお伺いたします。

4番目に、道内分権で権限移譲の案が出ているが、道が持つ権限のおおよそ半分、約2,000件を早ければ2006年の春から移譲するとあるが、当町の対応、予算に影響がないのか、お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま予算編成について、4点のお尋ねをいただきました。

まず1点目の平成17年度予算の基本理念についてであります。平成17年度の予算につきましては、別に配付しております予算概要のとおり、平成元年度以降で最小の予算規模であり、結果的には緊縮型の予算といえるかと思えます。

その要因につきましては、歳入予算の半分を占める地方交付税の減額によるものであります。ご承知のとおり地方交付税につきましては、使途に制限がなく、自治体の裁量で使用できるものであり、その財源が激減している現状を考えますと、既存の事務事業のすべてについて、その必要性等を聖域なく見直しを行い、可能なものから整理していかなければ中期的な財政運営さえも難しいといえます。

新年度予算の編成にあたりましては、今後、踏み込んだ行政改革を行うことを前提に歳出では、職員人件費をはじめとする内部経費の圧縮のほか、現時点で廃止・縮小しても影響の少ないもの、あるいは所期の目的を達成したと判断できる事業の廃止・縮小を、それから歳入では、各種検診等の自己負担額の引き上げなど、可能なものから整理すること基本に進めてまいりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の機構改革に伴う行政効果についてのお尋ねであります。現行の機構9課2室を7課1室とする条例の一部改正案を提案させていただいております。この機構改革の主なねらいとしましては、「課内の協力体制の構築」、「関連する担当係の統合による効率化」、「処理のスピード化による住民サービスの向上」、「諸経費の縮減」などを想定しております。このような面において、機構改革の効果が十分に現れ、予算の効率的な運営が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、3点目の職員基本給引き下げについて、お尋ねをいただきましたのでお答えいたします。本町の職員給与につきましては、昨年1月から課長職の8級適用を休止し、9級下位2号俸への引き下げと、その他職員の6カ月昇級延伸を断行したところでございます。この見直しにより、年額約4,400万円の削減をすることができましたが、この引き下げ分の効果は将来にわたり継続するものでございます。また、本年3月末日で退職者が8名おりますが、当面は職員の新規採用を見送り、予算ベースで前年比約9,100万円の削減を図ります。このことで残った職員で同じ仕事を処理すると仮定すれば、一人あたり年で90万円以上の人件費コストを削減することになります。人件費の抑制につきましては、大幅なマイナス勧告が予想されます平成17年度人事院勧告の尊重をはじめ、各種手当を含む人件費総体での抑制に努めてまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたし

ます。

次に、4点目の道の権限移譲に対する当町の対応と予算への影響についてのお尋ねですが、道の事務・権限移譲方針案によりますと道から市町村に対して、移譲を予定している約2,000項目の権限、それから事務事業については、政令指定都市、中核市、特例市など市町村の規模に応じた移譲を進めるとされています。移譲にあたっては、特段の条件がないもの、それから条件整備が必要なもの、法制度の改正が必要なものの3区分に分類されており、市町村と十分に協議し、同意を得た上で行うものとされています。本町のような小規模な町村に対しては、最終的にどれだけの権限が移譲されてくるかはわかりませんが、当面3区分に分類された事務・権限のうち、特段の条件がないものに分類されたものが約700件ほどあると言われており、これらが先に移譲されてくるものと考えております。移譲される権限には、移譲に伴う交付金が措置されることとなっているほか、市町村の行政体制整備を推進することとされています。このようなことから基本的には財政の大きな影響ないものと考えておりますが、道の作業の進め方が非常に早く、北海道町村会においても、道に対して市町村の意見を十分に取り入れられるよう、取り入れるよう申し入れをしているところであり、本町としても慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 予算について再度再質問させていただきたいんですけども、この3年で予算が、4年後には赤字財政に転落するというようなことにありますから、一般会計の考え方も思い切って5%ないし、10%の一律カットを目指す、そこからスタートすると、40数億円のまず5%だったら、2億数千万円を浮かすんだと。なおかつ、10%の4億円をはじめから浮かすんだという大胆な予算づくりの編成が必要になってくるのではないかなという感じがします。なおかつ、事業別の課ごとに予算を見て、科目ごとに予算の編成を見て、これはどうしても手立てをしなければならぬというものについては、復活をあり得るような予算の編成をしていくような必要があるのではないかなという思いがするんですけども、こういう考え方はいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今大胆なご質問いただきました。わかりやすく言えば、その方がいいのかもしれませんが、一概に一律カットということは、このやはりちょっといろいろな分野でございますので、カットできるものもあれば、カットできないものもありますので、そういう厳しさで考えますと一律カットと聞こえはいいんですけども、そういうような形で、住民サービスというものは果たして守れるかということ考えますと、これには私どもは納得できるような形にはできませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 大胆なあれはできないということですけども、一律カットというのは、幅広く5%から10%言ったつもりなんですけれども、その中でも特に訓子府は扶助費については、置戸町にないいろいろな施策をしながら弱者に対して予算を組んできた。ただ、こうなりますと今一般、普通の方が大変な時代なっているわけですよ。

そういう中では、なおかつ、そういう大胆なあれが必要なのかなというようなことと、来年度予算の編成のありますから、時間がありませんので、職員の給与に入ってまいりたいと思います。

正直言って、今、住民の方たちに我慢や削減を求めて、私たちが、なおかつ、行政を執行する職員も含めて、やはりカットしていかなければ、住民の方たちに対して、やっぱり「一緒にこの難局乗り切ります」、「財政を健全にしますよ」なんていうことは言えないと思います。そういう意味で、今国から今年に基本給の5%ぐらいの給与のカットがあるのではないかと。基本給の5%の勧告がありそうだというお話がありましたけれども、この大変な時期でございますから、ぜひなおかつ、それを含めて職員の給与のカットも含めて、もちろん私たちのカットも含めて進めていかなければならないと思うんです。これで今道民の所得が265万円という、全国平均で1.2%との全国平均でも290万円のところ、北海道の経済のことも平均所得が256万円になってる。そんな時代で、今もう300万円切るような、一時は300万円で過ごせる本が飛ぶように売れた時代が2、3年前にありましたけれども、なおかつ、今はもうそれを切って、聞けばフリーターが417万人というようなことで、これ80%方が10万円以下なんですね。この417万円の中で、そしてなおかつ、そういうことを含めるとやっぱり、まず自ら私たちが示す自立に向けて3年間の時限立法でも決めて、取り進めていくんだという強い信念がなければならぬと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま予算編成の関連で、職員の給与カットのご意見ございました。

今年に入りまして、道内の市町村で合併が整わなかった市町村、あるいは自立を進めている市町村において、給与の削減のニュースが非常に多く出てございます。先ほど町長の答弁でも申し上げましたように、本町はそれでは一切手をつけていなかったのかと申し上げますと、一昨年、留辺蘂、置戸と広域行政を協議する中で、自立をあくまでも前提として協議を進めていたわけでございますけれども、その場合に将来的には非常に厳しい財政運営は強られるということ予想し、昨年1月に職員の給与について、例えば先ほど申し上げましたように、8級の休止、7級に降級をさせたということと、一般職については6月の昇給延伸等の取り組みをいたしました。これは前倒しをして進めてまいりました。そのことによって、職員の中では年間の収入が50万円から多い人では60万円程度年収が減っているというような状況もございます。そういうことで、本町は前倒しで職員にその給与減額についてご理解をいただいたということで、このことについては、橋本議員にもご理解をいただきたいと思っております。

先ほど町長の答弁の中でも申し上げましたけれども、今年的人事院勧告はさらに厳しい勧告が出るものというふうに予想されます。そういうこともございまして、さらに人件費の削減を図っていくことになりまして、職員の不補充ということで、職員の数が今の条例では121名の定数に対して、今年100名を切るぐらいまで職員を削減し、その分現有の職員で住民サービスにあたっていただくということで、今職員一丸となって町長中心にし

て、住民サービスの徹底に進んでまいりたいつもりでございますので、その辺ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） いずれにしる苦しいことには変わりありませんし、私たち商業者にとっても、この職員の給与には地域経済の影響をすごく受けるわけです。そういうことからみても厳しい選択だと思えますけれども、ただ、最後に商品券とか、いろいろなところで、どのような給与に反映させるのかわかりませんが、ぜひ、この地域経済のそういうことがあれば経済が冷え込むわけですから、そういうことも含めて、お返しには商品券の利用を検討していただければと。

以上を持ちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君の質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。11時15分から開会いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は、渡邊易右工門君の発言を許します。

4番、渡邊易右工門君。

4番（渡邊易右工門君） 通告書に従いまして、私は町営牧場の管理運営についてお尋ねいたします。

町営牧場が完成してから30数年を経過しましたが、最近の管理運営の実態と将来展望についてお伺いいたします。町営牧場は、本町酪農を飛躍的に発展させるために必要不可欠の施設とし、巨額の費用と数年の歳月を費やして完成したものでありますが、最近の動向を見ますときに町営牧場の陰りが生じつつあるような印象を受けるのであります。

そこで私は第1点として、入牧頭数の推移であります。本町の牧場は910頭あまりの放牧が可能な大規模なものとして発足いたしました。ここ数年減少の傾向にあります。町内の飼育頭数が減少しているのであれば、それなりに理解いたしますが、飼育頭数は横ばいであると承知しております。このような推移をたどるならば、将来は遊休施設、ないしは課題施設となる恐れもあるわけであり。そこで入牧頭数がどのような理由で伸び悩んでいるのか、また将来の頭数確保について、どのような方策を講じようと考えておられるかお伺いいたします。

第2点目は、増体量の問題であります。牧場が開始した昭和44年から50年代あたりは、1日の増体量は800グラムと発表されておりましたが、最近のデータによりますと600グラムぐらいとなっております。期待したほどの増体をしないのであればということで、入牧頭数が減少したとも考えられます。増体量の減少は、突然に出たものではなく、ゆるいカーブを描きながら下降線をたどっております。この原因は草地にあるのか、また牛に原因があるのか、減少の理由をどのように分析しておられるか、また向上対

策としてどのようなことを考えておられるか、お伺いいたします。

第3点目は、入牧料金の問題であります。牧場の使用料金は、利用者からの観点に立つと増体量に見合うものかどうか、つまり弱齢牛で1カ月5,100円、その上が7,500円の料金を支払い、増体量の金額をそれを上回らなければ料金は適正と言えないと思いますが、現行の使用料金は適正と考えておられるかどうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま町営牧場の管理運営についてお尋ねをいただきました。お答えをいたします。

まず、1点目の入牧頭数の伸び悩みに関するお尋ねですが、夏期のみは預託となりました平成元年度から入牧頭数の推移を見ますと平成元年度に505頭でしたが、その後伸びつづけ平成9年度の893頭をピークとして減少傾向となり、平成15年度は646頭まで落ち込みました。しかしながら、今年度は酪農家のご協力の下、765頭まで回復しております。伸び悩む一番の要因としましては、町内の入牧対象月齢牛の減少が上げられると認識しております。今後は入牧頭数の確保に向け、牧場互助会や農協などと連携し、PR活動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

2点目の預託牛の増体に関するお尋ねですが、現在町営牧場においては、入牧時と退牧時の体高測定のみで体重測定は停止しておらず、また、ここ数年預託者から増体に関する苦情がなかったため、対策等について検討した経緯はございません。今後、預託者からの増体に関する意見を聞くこととしますが、要因としては、牧草の栄養価が大きいと考えられますので、引き続き雑草の処理、それから土壌分析に基づく施肥等について実施をしてまいりたいと考えております。

3点目の牧場使用料について、近隣の牧場と比較して安くはありませんが、適正な飼養管理に努力しており、現行料金でご理解をいただいているものと認識しております。町財政が厳しい中、健全な収支バランスとなるためには、入牧頭数の確保が最優先と考えており、一層努力してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

4番（渡邊易右工門君） 今町長の答弁にもありましたが、私は増体量しかここで聞いておりませんでしたけども、やはり受胎率も当然当初より見ると下がっている。これは、私今ここで聞きしたいのは、今もうこれだけ経った牧草地が更新はされましたけども、それもやはり肥料の投入だけで、化学肥料だけの投入できているから土壌が大変傷んできていると。そういった中で、今立派ないい土壌改良剤がどんどん出ておりますので、そういった中で土壌改良しながらやはり増体、そして、受胎率も上げていただきたいと。そうすることによって、私はこの料金というのは適正だなというようになると思うんです。けども、今見ますと受精回数ですか、これちょっとお聞きしたいのですが、初回受精で何%、それから退牧時に総体で何%ぐらいなってるか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） ただいま受胎率のご質問ございましたけども、1回でついたという牛につきましては、総体で200頭中、118頭ということで、59%という形になっております。あと戻りまして、牧場で確認できた受胎率というのは、今年については、47.7%。ただ、これについては戻ってからの確認のものは入っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

4番（渡邊易右工門君） 今お聞きしましたけども、若牛であればやはりこの初回が60以上70近くまで本来であればならないとならない。それが2回、3回になると、これは退牧時は48%ぐらいですか、やはりここに原因がある、私はそう思うんです。ですから、土壌改良をしていただきたいと。それがために、今年は予算を見ますと部品購入費としてトラクター中古だと思ひのですが、これを入れてもらうということになったわけですから、そういう安全な機械を入れてもらったので、そういう傾斜地を十分にそういうあれを更新していくというか、土改剤を使ってもらって上げていただきたいと思ひますので、お願ひいたします。

私もいろいろなことをまだまだお聞きしたいことがあったとは思ひんですけども、そういうことでやりますということですから、私の質問をこれで終わります。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君の質問が終わりました。

次は1番、田中與土信君の発言を許します。

田中與土信君。

1番（田中與土信君） 私は、置戸町との合併協議が不調に終わって一段落ついたという状況の中で、今後どのようなまちづくりをするか、それについての行政運営をどうするかという点で、何点かにわたって質問を通告しています。そういう見地からお伺ひいたしますので、各種の質問に対しての所見お願ひをしたいと思います。

まず、ここにお示ししておりますように、現在まで国の政治、経済政策を起因とする各種の制度改正が多くの分野にわたって実施されようとしております。地方行政の分野では、三位一体の改革と称する制度改正が行われようとしておりまして、その中で特に大きいのが地方交付税の削減、その大きなねらいとなっております市町村合併、これらが勧められようとしてる。これらの制度改正が、住民に対する国の制度改正の結果、新たな負担の増加や対応を地方財源縮減の対策をせざるを得ないという、そのような困難な状況を生み出しているというのが今の実態だというふうに考えています。

そういう点から、まず1点目に現在国が実施をしている地方行政の政策、あるいはいろいろな対応、これらに対する評価、町としての評価、あるいは地方行政を担う首長として、どのようにこれらをお評価しているのか、あるいはどのように考えておられるのか、所見をお伺ひたい。特に三位一体の改革と地方分権、それから市町村合併。これらについては、深見町長なりの見解をお願ひしたい。

それから2点目に地方自治、地方行政の本来あるべき姿、理想、理念についての所見をお伺ひたい。

3点目に、住民こそ主人公。地方自治の原点は、住民が主人公だということから本来運営されるべきでありまして、その点から言いますとまちづくりは住民が主役であると。これを基本にして、行政施策に住民の意向を積極的に反明させる。このような方策をとるべきだというふうに考えています。そういう点から考えますと、今までどうもそういうような状況にはなかなか至らないというようなことだったのではないかと。それでここにも示していますように、私は常設型の「仮称まちづくり検討会」というようなものを作って、継続的にまちをどうするかということを検討する。あるいは、定期的に住民がどのように行政を運営してほしいかというような意向調査。これを行うというようなことが必要なんではないかというふうに思っているのですけれども、それらについての所見を伺いたい。

それから4点目に、町にとって、現在、将来、必要な事業への対応、対策としての産業、雇用、教育、福祉、これらの施設整備などを計画的に行えるようにすべきではないかというふうに考えています。そういうことから考えますと、総合計画を近いうちに作らなければならないというような状況もありますので、当然こういうことも必要になるんでないかと思うのですけれども、それらについての見解を伺いたい。

その中で、特に核になる町民、それから行政の担い手である職員の養成に、私は研修が必要でないかというふうに思っていますけれども、研修機関への参加と派遣、あるいは奨学制度。これらを考えるべきでないのかなというふうに思うのですけれども、これについての所見を伺いたい。

それから二つ目に、現在ほとんどの金融機関が限りなくゼロに近いというような金利状況になってます。このような状況の中で、住民たちが財政に参加をする制度、これを考えてもいいんでないのかと。あるいは、お金が地域で回転できるような仕組み、地域通貨制度、これらも考え方に値するものなのかなというふうに考えるのですけれども、これらについての所見をお持ちなのか伺いたい。

それから5つ目に、今のあわさる部分もありますけれども、規制緩和構造改革。これらに伴う新しい動き、流れがどんどん起きてます。そういうような中で、この地域にあわせた地域を生かせるような、そういうもの取り込むという、あるいは、そういうもの政策化すると。これ必要でないのかなというふうに思います。また、先ほども、広域行政の取り組みの話が出てました。特に置戸との関係で言いますと、合併協議も含めた中で、給食センターの運営の話や火葬場の運営の話、あるいは牧場の運営の話。これらが検討されているわけですが、そういうものも含めて、具体的に広域化、広域行政を進める必要があると思いますので、その点についてどういうふうに考えているのかなという観点から、ここに3点ほど質問通告してます。

まず として、現在の政治情勢、経済情勢の変化に住民生活が直接、間接大きな影響を受ける事案に充分サポート対応できる職員が求められると。そういう点から言いますと、住民の要求に答えられる知識や意識を養成する機会を日常普段に追求できる職場環境。これを構築する必要があるんでないかと思うのですけれども、財政困難な状況が現在では職員の向上心や意欲を萎縮させていないか、町民にとって職員はまちづくりの大切な担い手の当事者である、財産であると。こういう意識と評価をされる環境づくり、これも行政執

行者の責務でないかと思うんですけれども、これについて所見を伺いたい。特にこの合併についてのアンケート結果の集約を見ますと、どうもそういうふうには評価されてないというのが圧倒的に多いと思いますので、この点についてどのように考えておるのか伺いたい。

それから として、17年度予算では東京等の長距離出張。これらが中止になっていると。そういう予算編成になっていると聞いていまけれども、事実関係について確認をしたい。

それから3つ目として、不透明な時代、幾多の困難を抱える時代だからこそ、新しく開かれる時代に備えた蓄積と準備が必要でないかと。その最大の要素は人づくりでないかと、私は考えています。今いる職員の見識、資質を高めるソフト面での充実。これは非常に重要だと思いますけれども、そういうことを考えますと、場合によっては長距離、長期の旅費支出も必要でないかと。そのように思うんですけれども、これらについての所見を伺いたい。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま今後のまちづくりと行政運営について、大きく5点のご質問をいただきました。

まず、1点目の現在国が実施してる地方行政の政策等に対する評価と所見についてであります。三位一体改革にせよ市町村合併にせよ、国の財政再建のために講じられている政策であると認識しております。この状況が続きますと、本町をはじめとする小規模市町村の財政は極めて危機的な状況になるのは明白でありますので、全国町村会等の組織を通じ、国に対し強く改善を求めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の地方自治、地方行政の本来あるべき姿等についてであります。地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることが基本であります。住民が安心・安全に暮らせるまちづくりをできるような財源を有していることが前提と言えます。そうした意味で申しますと、近年はその前提が崩れようとしておりますので、地方自治そのものが危機的状況に直面していると言っても過言ではないと感じております。また、地方行政は住民の日常生活に直接かわるものでありますので、住民の顔が見える行政を基本におくべきものと考えております。

次に、3点目の行政施策に住民の意向を反映させるため、まちづくり検討会議の設置や、定期的な意向調査を実施すべきとお尋ねにつきましては、厳しい財政状況であればあるほど、いかに限られた財源を有効に使っていくかが重要となりますので、事業の選択あるいは実施する事業の必要性や緊急性の判断を客観的に行っていくことが必要となってまいります。これからのまちづくりは、従前以上に町民の理解と協力が不可欠でありますので、町民の意向の把握を含め、従前の枠組みと違った形での取り組みを今後検討してまいりたいと存じます。

次に、4点目の将来に必要な各種施策や施設整備を計画的に行なえるようにすべきとして、2つのお尋ねをいただきました。

1つ目の将来中核をなす人材の養成に必要な研修等への派遣や奨学制度の設置について

であります。訓子府町の将来を担う人材の育成は、大変重要なことであることから現在、産業後継者育成基金の活用による商業及び農業後継者の先進国視察研修への助成のほか、各種青年活動に対しましても支援行っているところであります。しかしながら、こうした取り組みに十分というものないと考えておりますので、今後限られた財源の中で費用対効果の検証しながら、より効果的な人材育成策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2つ目の財源対策としての住民等の財政参加、あるいは地域通貨制度の導入についてであります。まず町内外の個人、団体を問わず町が募金を受けることは、寄付金のように返還しなくてもよい場合を除き、起債にあたりますので地方財政法上、これは不可能だと思えます。また、地域通貨につきましては、全国的に導入されている事例を見ますと、福祉、環境、商店街の活性化などを目的にボランティア、あるいは、またNPO法人が主体となって行っているのが多いように見受けられますが、自治体の財源策として考えた場合には、まだまだ課題の多いものと理解をしております。

次に、5点目の地域特区制度や広域行政の具体的取り組みに関し、三つのお尋ねをいただきました。

1つ目の職員の知識や意識を養成する職場環境づくりと執行者の責務についてお答えいたします。世界経済の目まぐるしい動向や厳しい行財政のもとで、財政の健全化に努めながら住民のニーズに対応する行政の基本は、まずはじめに町職員の能力の向上であり、やる気をはじめとする意識改革が必要と認識を持っているところでございます。職員の資質を向上させるための研修制度につきましては、新年度から従前の専門研修に加え、職員が自主的に企画立案する自己研修型の手法も取り入れ、研修制度のあり方見直したいと考えております。

また、住民団体などが主催する勉強会や行事に職員が積極的に参加し、町民の皆さんの考えやニーズを把握し、共にまちづくりに汗する「協働の精神」を身につけるなど、いろいろと工夫をする必要性も感じております。

次に、2つ目の長距離出張の旅費削減について、お尋ねをいただきましたが、職員にかかわる旅費につきましては、必要最小限にとどめるため、削減を行ったものであり、距離の長短で削減したものではありません。ただ、各種委員の道外研修旅行の旅費などは思い切って削減させていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

次に、3つ目の職員の資質向上と旅費の関係についてであります。先ほどもお話したとおり限られた予算の範囲内ではあります。自主研修型として距離にかかわらず、実施してまいりたいと考えております。さらに、状況に応じて必要な出張につきましては、これからも予算の工夫をしながら対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から開会いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。
田中與土信君。

1 番（田中與土信君） 昨日から今日にかけて、合併にかかわっているいろいろな意見がありました。

先ほど国の実施をしている地方行政の評価の関係で、国の都合というお話が出ました。私もこれでぜひ確認したいと思うんですけども、今回の合併は、地域住民が必要として自ら望んで推進をした、そういう本来合併でなかったと。そのことに、うまくいかなかった最大の要因があるだろうと。町は望んでるんでないか、あるいは必要なんでないかということで、いろいろな手続きや政策をとったんですけども、結果としてはそうでなかったということだと私は思っています。そういう点で改めて聞きたいのは、そこら辺の認識がどうだったのかと。それからもう1点、新法での選択について、いろいろ言及がありました。それらについて一連の発言聞いてますと、当面は自立の方針だというお話がありましたので、それはそれだと思ってくんですけども、ただ、私は制度上も2年以後、要するに平成19年の4月には、住民の審判を受けると、選挙の機会に政策選択を求められるという機会があるわけですから、そういう点から言いますと、2年後の町民の選択を待つというのも一つの方法でないかという点では、そこら辺も明確にした方がいいのではないかと。一連の発言聞いてますと、どうもどんな気がするんですけども、それについての考えをどんな考えもってるのか伺いたい。

それから、あと3つ目の住民こそ主人公ということで、まちづくりのための常設の検討をするための会議ですね。そういうものを持つべきでないかと。それについては、今までと違って異なった枠組みで、運営の意向を示されました。それにあわせて、私の方で提案したのは、職員の地域の分担制。これをぜひ入れていただきたい。事務局的な仕事、あるいは地域の意見を集約、あるいは補助すると。地域との連結役として、そういう組織編成と言いますか、そう役割を持った対応をすることが必要なんでないかと。住民の信頼を得るという点では、大事なんでないかというように考えます。そういうことから、ぜひ、来年以降、総合計画を樹立するにあたって、それらも視野に入れて、ぜひ、そういう段取りができるような構えを持っていただきたいなど。それについて、所見を伺いたい。

それから4つ目なんですけれども、私は町にとって現在も将来も必要なことだと言いますと、いかに生産人口確保するかということが町の将来の帰趨を左右するというように思うんですけども、そういう点から言いますと、雇用につながる産業をどうやって育成していくかと。これには2次産業、あるいは1.5次産業、2.5次産業と考え方によっては、とにかくこの地域の特色を生かした産業を雇用につながる、そういうものを育てていくと。それが町の将来の発展につながるというように考えています。そういうことを考えますと、今のお金のない時代ですから、いかにその財源の確保だとか、計画的にやるかということが大事になるだろうというように考えてますので、そういう点で今までの発想ではなかなかそういうことまでつながらないと思いますので、意識改革が必要なんでないかというように考えてます。そういうことから、以降につないで聞きたいんですけども、ま

ず、研修の関係では、費用と効果の関係で研修にかかわるいろいろな対応するというようなお話もありましたので、そこら辺はそういうことだろうなというように思いますけれども、先ほど申し上げた財源対策で、住民のあるいは住民だけに限定しないで、財政参加の制度を導入すべきでないかというようなことでお話をしましたけれども、これについては今の制度上不可能でないかというようなお話がありました。しかしながら、可能にしてるところもあるんですね。特定の目的を持って、このために皆さんから投資と言いますか、一口いくらか寄付をお願いしますと言いますか、募集をしてるといのが、ニセコ町がまちづくりにかかわって寄付金の募集条例つくってます。それから下川が町有林の運営、あるいは整備などにかかわって、新しく今の議会で寄付金を募る、一口1万円の条例整備のための提案をしています。そのようなことで、まるで地方自治法上不可能であれば、そういう発想も浮かばないわけですし、これらがなぜできるかと、あるいはどうやったらそういうことが可能なのかというふうに、柔らかく考えれるそういう職員が必要なんでないかと、これから。そういう点でいえば、その研修と言いますか、広い視野を持つ、そういう機会を持てるようにしていくべきだというように思っていますので、ぜひ、そこら辺はどんな状況でこれらの制度を導入しているのかということも含めて勉強してほしいと思います。それから借入金、寄付金を募って基金をつくるというだけでなく、借入金制度で財政難を乗り切ろうという提案も生まれてます。これも債務負担行為を起こすことによって可能だということもありますので、従来やっぱりその行政の枠組みではなかなか考えられないことがやろうと思えばできるんだと。住民にとってどういう制度が役立つのかと、どうやるのが生きるのかという観点で、可能性を探っていくと。そういう立場にぜひ立ってほしいなというように思うんです。そういう点で、そういう職員の養成をぜひお願いをしたいなと思います。

それから先ほど申し上げましたけれども、広域行政に絡んで、給食センター、それから火葬場、牧場について、かなり隣の置戸とは広域行政は可能でないかというお話がありましたので、これらについても、あまり間をおかないで具体的にどうやったらできるのかと。やる方向で検討して詰めてくと、問題がある部分は、それらを一つひとつ解決していくという取り組みをぜひすべきでないかというように思います。

それから5つ目、大きい5点目にかかわってちょっと聞きたいんですけれども、職員の研修を自己研修型にすると。なかなか先ほど申し上げましたように、従来の地域概念、あるいは固有概念では、自己研修の成果と言いますか、どうしても限定されると。そういう点から言いますと、広くものを見る、広い地域を見ることが出来る視野がどうしても必要なんでないかというように思ってるんですけれども、今の町の職員の状況から言いますと、なかなかそこまでも至ってないし、その行政の枠中で、縦割りで守りの行政をなんとなく強いられているというように見えてると言いますか、そんなようなことでちょっとなかなか時代にあわないのではないかなと思ってるんですけれども、そういう状況の中で特に最近感じたのは、町の重要な幹部職員が定年前に退職するというようなことが、去年に続いて今年も起こるとい話を伺ってます。これは本来でありますと、いろいろな経験を積んで職員を育ててもらう、そういう当然方だと思ってるんですけれども、その方がい

ろんな都合ありましようけれども、一つの区切りを待たずして区切りをつけるというのは、正常な形でないと私は思っています。そういう点からいうと、今の行政の中に十分に人心も掌握できてないし、職員も掌握できてない。あるいは、むしろ逆に職員との決別を宣告されるというような状況になってるんでないかと思うんですけども、そこら辺についての現状認識について伺いたい。

それからもう1点、再任用制度が条例化されています。今までの状況から言いますと、職員が定年で退職されましてから年金の支給期間までの間、保管することのできる制度として条例化までしたわけですけども、それも活用できないというような状況になっています。これは町の責任とはいえないと思いますけれども、少なくとも役場の今まで長い間勤めた人にしますと、そういう制度をつくって、本来年金まで継続して、何とか家族を支えると思ってるのが予定くるわけですから、そういう点から言えば、今の状況というのはあまり正常でないのではないかと思うんですけども、これもあわせて認識を伺いたいと思います。

それからずっと私が一貫して申し上げてるのは、人づくりが大事だと、これからは。そういう点で人をどうつくるかと。いろいろ参考なることたくさんあると思います。武田信玄が、「人は石垣、人は城」、要するに人を大事にすることが国を守ることにつながるということで、そういう点での非常に大きな能力の咲いたと。それがもう少しで天下取りができるという状況まで至ったと。やっぱりそういうその一つの教訓と言いますか、そういうものを学ぶ必要があるんでないかという点で、どんな見解をお持ちなのかと。

それからもう1点、歴史に絡んでお伺いしたいんですけども、その行政改革は今まで過去からいろいろやられています。例えば江戸時代などは「享保、寛政、天保の改革」が行われましたし、小さく見ますと、確か小泉政権ができたときに「米百俵」の話が出ました。これらの改革の中で、成功したのと成功しない例を見ますと、いわゆる住民を巻き込んで、住民を幸せにするという観点で、改革を行ったのかどうかということが、一つはその成功決める境になったんでないかと。私は特に上杉鷹山が「藩政の改革」をやったときに、これはもう間違いなく成功例だと言われていますけれども、少ないお金の中で楮や三桮を植えた。一大、和紙の産地にしたというようなことで、住民が幸せなることが、藩の財政も潤し、藩もその立ち直れると。やっぱりそういう観点が大事だろうと思いますんで、そういうことも参考にして、ぜひ、まちづくりを進めていただきたい。

そういう点で所見を伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） それではすべてのご質問に的確な答弁になるかどうかわかりませんが、私の方からまずご答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目で、今回の合併につきまして、住民が望んでいたということで合併を進めてきたけれども、そうではなかったという点について、どうかというご質問だったと思いますが、田中議員もご承知のとおり、この合併問題につきましては、当初自立という観点に立って3町で協議会をつくりました。その後、国と言いますか、地方制度調査会の最終答申に基づきまして、合併やむなしということで、合併の協議を進めてまいりました。

一貫して申し上げてまいりましたのは、合併するかあるいはしないかは、町民の皆さんのご意志を尊重する形で当初から進めてまいりました。この一連の流れの中で、アンケートの結果、住民の方々がいろいろと理由はありますけれども、合併反対の意見が多く出されたということで、ここに至っておりますので、その点についてご理解をいただきたいと、そのように思います。

2点目の新法での合併について、いろいろと論議はございますけれども、地方選挙、特に訓子府町の場合は、統一地方選挙で行っております、19年度4月にこの次の選挙を迎えるわけございますけれども、そのときにこの合併についての真意を問うことが望ましいんでないかというようなご意見をいただきました。これは確か、このあとこの17年度に入りまして、国が新しい法律に基づいた指針を7月頃に出されるんでないかという情報もございます。それに基づいた道の方針も18年度中には出されるだろうという動きの中で、そこら辺を十分視野に入れながら、今後田中議員さんのご意見にございますようなことも含めて、いろいろと協議を進めていかなければならないと、そのように思っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

それから3点目で、常設のまちづくり検討会議ですか、というようなものを住民が主人公であるということもございまして、職員の地域分担制って言いますが、そういうのも含めてご意見ございました。先にご質問をいただきました議員さんのご質問にもお答えを申し上げてきましたけれども、この検討会議的な部分についても、前向きに検討したいと思っておりますし、この地域分担制についても、非常に貴重なご意見をいただきましたので、この件についても、今後検討させていただきたいとそのように思っております。

それから、生産人口の確保のために雇用につながる産業の育成を図るべきでないかということで、それに絡んだ職員の研修、あるいはその関連で二セコ町、あるいは下川町の寄付条例の例も出されておりましたけれども、これも貴重なご意見をいただきました。このことについては、本町のまちづくりに欠かすことのできない問題でもあろうかと思っておりますので、この件についても今後いろいろと勉強、検討させていただきたいと思っております。

それから広域行政ということで、置戸町とこの合併協議の中で出ておりました給食センター、あるいは火葬場、それから牧場の例を出されてご意見をいただきましたけれども、これは、このほかにも今まで進めております北見市を含めた広域行政も含めて、今後、効率的な行政の運営のためには必要なことと思っておりますので、これもこの点についても前向きに今後検討協議をさせていただきたいと、そのように思っております。

次に5点目で、職員の研修の問題も含めて、たまたま昨年、そして今年と定年前に退職をされる職員が出てございます。今年の退職するお人につきましては、退職後に自分がやりたいという何かこう仕事もあって、辞める方がお一人おりまして、そのほかの職員につきましては、そのようなこともなしにこの3月で辞めたいというお申し出がございました。非常に貴重な人材でもございますし、町長も含めて慰留に努めたわけでございますけれども、本人の意思が非常に固くて、退職の申し出を受けざるを得ない状況になったわけでございますけれども、これが職場環境の問題等々だとするならば、非常にわれわれも反省をしなければならぬというふうにも思っております。そういう点については、今後、いろい

ると職員の皆さんの気持ちも聞きながら、働きやすい職場環境をつくってまいりたいと考えてございますので、その点についてご理解をいただきたいと存じます。

それから6点目に、再任用制度の活用についてご指摘をいただきました。再任用制度については、14年か、15年に条例を制定をいたしまして、今まで再任用という形での職員の採用は一度も行ってございません。他町の状況見ましても、今厳しい雇用状況の中で、再任用という条例に基づいた職員の採用については、非常に社会的にも好ましいことではないのかなというので、今までこれに対しての取り組みをしてございません。その状況は今も変わってございません。退職する、定年退職する職員については、生まれた生年月日、生まれた年によって年金の開始違いますけれども、今の状況から言いますと、退職時に、例えば63歳から年金をもらえるとすると、その2年間については、比例部分については年金の支給があると。約半分近くの年金の支給があるというような状況にございます。それらも含めまして、今の財政状況から過去に行ってまいりました。嘱託による雇用等も非常に厳しい状況ということで、その対応についてもできない状況になっているぐらいの厳しい状況で、退職される職員の方には非常に大変な思いをかけるわけですが、ここら辺についてもなんとかご理解をいただければというふうに思っております。

7点目、あるいは8点目で、歴史に基づいた人づくりの大切さについてのご意見をございました。私もちょっと勉強不足で、ここら辺のことは十分に承知してございませんけれども、人を大切にすることが国をつくるという、これは確かに私もそのとおりだというふうに思っております。今後、いろいろと職員を育てる中で、十分ここら辺のことも念頭に入れて、また議員さんの方々のご指導等も受けながら前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 時間がありませんので、次に移りたいと思います。

ふるさと銀河線の存続問題が、今月の21日って言いましたか、確か関係者協議会が開かれると。それで結論が出るんでないかというのが、大方の見方と言いますか、そのような状況になっているというふうに伺ってます。今になって、銀河線を存続してほしいというようなことで、いろいろな声も出ていますし、それから、町長も常々おっしゃっておられるように、高齢化社会での交通弱者対策、あるいは環境問題、それから長い鉄道の鉄道としての存続の歴史。これらを考えると、もうちょっと考える期間があってもいいのではないのかなというような、私がそんなふうに考えてるんですけども、それについて所見を伺いたい。

それから銀河線存続に向けた、先ほど申しあげましたようにいろいろな動きが出てます。なかなか鉄道の採算だけでは、今の状況で言いますと、運営することが困難だと。そういう状況の中で、地域の振興とあわせて銀河線を残そうという着想と言いますか、それらがいろいろあるわけですが、陸別町長がこの存続に向けて行った発言や身近なところでは、訓子府の東幸町の及川さんが地元の農産物の利用、あるいは販売などと絡めた銀河線の利用による存続、あるいは全国の住民からお金を集めて、そのお金を必要なところで1%のほどの金利でその貸し付けると。それによってその利益で赤字を少しでも埋めてく

というようなコミュニティ・ファンド構想などいろいろ出てるんですけども、いずれにしても、特徴は運営採算の分野だけでない違った観点からの、あるいは視点からの着想だということで、可能性があるんでないかと思うんですけども、そういう点で言いますと、これらの構想と言いますか、着想をどのように評価するか伺いたい。

それから先ほどちょっと伺ったんですけども、ふるさと銀河線存続に向けて資本参加してもいいというような話もあるというふうに伺ってます。これはどの程度具体的で、そんな話がどんなふうになってるのかちょっとわかりませんが、そういうこともあるんだということを前提に、ぜひ急ぐべきでないとは私は考えてるんですけども、それについて所見を伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいまふるさと銀河線の存続問題について、2点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の環境問題や交通弱者対策等踏まえると結論を急ぐべきでないのではとのお尋ねであります。議員ご指摘のとおり、長い鉄道の歴史や環境問題のほか、生徒やお年寄りなどの通学・通院の交通機関であること。さらには、廃止の場合のまちづくりそのものへの影響を考えたとき、可能なものであるならば、残したいという気持ちは私自身も強く思っております。しかしながら、行政報告や小林議員の一般質問の中でもお答えしましたとおり、第3セクター鉄道であることと、確実に発生する赤字を誰が埋めるかという現実を考えたときには、結論の先送りはすべきでないと考えております。

次に、2点目の個人、団体から出されている各種提案に対する評価につきましては、それぞれふるさと銀河線をなんとしても残したいという真剣な思いからの提言であり、感謝しておりますし、その実現性について真摯に検証しなければならないと考えております。

なお、陸別町長からの提案につきましては、行政報告しましたとおり、現在ももとの提案者である民間会社の経営者に対し、疑問点を紹介している段階でありますのでお答えはできませんが、今までいただいた提言については、法的問題がないか、沿線市町が財政的に耐えうるものか、さらには実行した結果、万一大きな損失が生じた場合には単なる責任問題では済みませんので、それなりの確実があるかについて検討しております。また提言の中には、銀河線というよりもまちづくりの構想として興味のあるものもございますが、これについては民間が主体となり、検討が進められていると聞いておりますので注目をしております。

以上、ふるさと銀河線の存続問題についてお答えをさせていただきましたが、いずれにしても、今月中には存廃の結論が出されることになっておりますことをご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 今の沿線自治体のどうも動向をお伺いしますと、この後の関係者協議会で結論を出すというのが、どうもその一つの空気になっているというような状況だそうでした。そういう点から言いますと、銀河線の中でも比較的利用客の多い訓子府町長がどう考えるかということが、場合によったら検討する期間を若干延ばす可能性を持っ

ているんでないかと。そういう点からお伺いたいんですけれども、先ほどのお話もありましたけれども検討すると。少なくとも、私たちでは今まで見ることのできなかった、その地域資源としてと言いますか、そういう着想とすれば非常に評価が高いと。そんなことも含めて、検討できるような期間がもうちょっとほしいのではないかと。そういうことから言いますと、そういう役割をぜひ訓子府町長がやってもらいたいなど。それこそ期待してるんですけれども、その期間は今の状態で言いますと、17年中は鉄路そのものは残るわけですから少なくとも3月でなくて、もうちょっとせめて秋ぐらいまでに、十分検討や周りの意見も聞く、そういう状況にしてほしいなど。資源として評価している人は、簡単とたぶん廃線にならないだろうと思ってはいたと思うんですね。そういう中で、残すためにはいろいろ努力をしてくれたり、場合によっては力になるよというケースもあるわけですから、そういう期待をぜひ担っていただきたいと思うんですけれども伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今お話がございましたように、銀河線の存続問題につきましては、私も本当に同じ考え方で、できるものであれば本当にこのままずっと残していただきたいという思いも山々でございますし、それから関係者協議会の席の中でも申し上げましたが、やはりこれから先進国の一国として、わが国も環境問題というものを真剣に考えていかなければならない時代。そう考えたときに、例えばオーストラリアでも去年の春アデレードからダーウィンまで2,250キロの大陸縦断鉄道が開設したということ等も含めて、私はぜひこの鉄路は残すべきだという今まで主張を提言してまいりました。しかし、ご案内のとおり、こういう話を申し上げましても、北海道知事は「無い袖は振れない」ということで、道は全くこれを支援する考え方は持っていない。現実に今、当初100万人ほどの利用があったこの鉄路が、今その利用者その半分を切っている。50万人を切っている状況にあっても、なおかつ、赤字額はだいたい当時と変わらないぐらいの額に抑えているということは、会社としてはそれなりの今まで経営努力をしてきたと、そのように思っております。今、50万人を割っている利用者なわけですね。当初100万人ぐらいありましたけども、それでも赤字幅としてはほとんど当初と変わらないぐらいの赤字幅に抑えているということでございます。今これを埋める基金がなくなってきておりますが、この後、このまま運行を継続して、その赤字を誰が穴埋めするんだということになると、これは本当に道にも「無い袖振れない」と言われてしまえば、私どもとしては対応のしようがないというのが、現実の問題なわけですね。そうしたことを考えれば、やはりこの鉄路の撤去。もし、この鉄道を廃線にした場合に、いろいろとこれからまたお金がかかりますし、それから存続するとしても、鉄路の取り替えとか、それから橋梁のまた新しくつくらなければならないとか、車両の更新とか、そういったものでまた莫大な費用を要するという現実を考えたときに、私は本当に自分の気持ちに反すると言いますか、そういうことにはなるんですけれども、本当に苦肉・苦渋の選択にはなりますけれども、やむを得ないのかなと。本当に残念ですけども、そんな思いでございます。本当にこれ以上のことは申し上げられないんですが、なんとかひとつご理解をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君の質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。

1時55分から始めます。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は2番、上原豊茂君の発言を許します。

上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） 通告に従って質問させていただきますけれども、その前に誤字の訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんけれども、最後のページの下から5行目、「特名」とありますけれども、これは各層の箱構えの「匿」でありますので申しわけありませんけれどもご訂正をお願いいたします。

それでは内容、質問に移りたいと思います。

質問内容は、財政縮減下における行政運営についてということで行います。地方分権の時代と言われていますが、国の地方への責任転換による地方財政の悪化と自治の確立に混乱をきたしております。私たちがどのように不満を持ったとしても、この状況は現実のものであり、この環境の中で町として町民の期待に添うべく努力しなければなりません。しかしながら、バブル期のような町民の希望に即答える行政運営は不可能であります。少ない費用の中で最大の効果を求めるためには、町行政と住民がそれぞれの立場で知恵を出し合い、十分な相互理解を深める中で役割分担をし、支え合うことが必要と考えます。このような観点から以下のことについて、お伺いをしたいと思います。

1つ目は自立における主要政策とその施策についてであります。財政逼迫による国の財政改革により、国と自治体の責任分担、変改の地方自治体としての対応が求められるわけですけれども、具体的な課題を数点あげながら町の基本的な考えを確認していきたいと思います。

1点目は、介護保険制度について給付抑制の制度改正というふうに、私どもは認識しているわけですけれども、行政執行方針の中で「サービス向上」と表現されている。この制度改善に対する捉え方の違いについて、この表現の真意を確認したいと思います。

2点目は、「次世代育成支援対策推進法」が平成17年度から10ヵ年の時限立法として打ち出されていますが、その取り組みについて伺いたい。

三つ目は、教育制度の変改への対応。どう考えているのか、この辺についての考えを伺いたい。

四つ目は、町の産業への取り組みと職場の確保政策について伺いたい。

これらを含めて、現実課題への取り組みと町の未来をどう見据えているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目は、町行政担当と住民が一体となったまちづくりについてであります。町の行政

状況、財政状況含め、多くの情報を住民に発信し、その反応を受けとめることで、行政と住民の相互理解によるまちづくりが実践できると思いますが、その具体的方策をお聞かせいただきたい。まちづくりにあたっては、行政と住民、住民同士の不信感を取り除くことが最優先だと考えます。合併協議が行われている間に、首長は町民の判断に不信を持った発言を行っていますが、現在町が行ったアンケート結果について、住民の判断は間違っていたと認識されているかどうか伺いたい。また、住民投票条例制定に向けた住民運動の参加者に当初から中傷する声がありましたが、今も先ほど申し上げました町が実施したアンケート結果を受けた合併断念。その結果の責任追及を「訓子府の将来を考えたい」のメンバーに匿名での電話があると。この事実に対して、首長としてどう受けとめるのか、また、これらの状況を止めるべく対策を考えていくのか、これらについて考えを伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま財政縮減下における行政運営について、大きく2点のお尋ねをいただきました。

1点目の自立における主要政策とその施策についてであります。その1つ目の次世代育成支援対策推進法の制定に伴う町の取り組みについてお答えします。議員もご承知のとおり、この法律は平成15年7月16日に公布され、平成27年3月31日までの時限立法であります。この法律の施行により、市町村は次世代育成支援対策を実施するための「次世代行動計画」を平成17年3月31日までに策定することが義務づけられております。本町におきましては、平成15年8月に国から「行動計画策定指針」が示されたのを受け、平成15年12月に就学前児童及び小学生のいる保護者409名を対象としまして、支援に関するニーズ調査を実施し、その後、調査の内容等を分析、内部協議を進め、現在素案づくりをしている状況であり、今後できるだけ早い機会に計画書策定し、具体的な取り組みをしていきたいと考えております。

なお、子育て支援に対する事業につきましては、これまでも各関係部署においてそれぞれ各種事業推進してきておりますが、今後さらに充実を図ってまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、2つ目の地方における教育行政の姿勢についてであります。議員ご指摘のように、近年、地方分権が進展している中で、教育の分野においても内容と制度の両面で地方公共団体における責任と権限が拡大されております。また、全国的な流れとして、市町村合併が急速進み、市町村の規模が拡大する中で合併を契機とした教育行政体制の再編・あり方などについて、現在、中央教育審議会等で審議されているところでございます。このような中で、教育委員会は今後厳しい財政運営見通しと限られた体制の中で、教育行政の責任ある担い手として拡大される権限等を生かしながら、主体的に地域に根差した、地域のニーズに応じた教育行政を展開し、保護者や町民の皆さまの信頼を得ることができるよう諸課題等に前向きに取り込んでいくことが強く求められているものと考えておりますので、今後の国・道の動きを見極めながら、「心豊かな人づくりと文化の香り高いふるさとづくり」を目指した教育行政の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3つ目の住民が定住できる職場の確保や基幹産業等の政策についてであります。ご承知のように現在の経済状況、中でも本町をはじめとする地方の小規模市町村にあっては、民間による新規事業の展開が見込めず、また、公共事業のあり方そのものが大きく変わろうとしている厳しい経済状況の中にあつて、労働環境はますます厳しくなっていくことが予想されますので、応急的な措置ではありますが道に対し、地元企業育成のための要請を行っているのが現状であります。

北海道においても「一村一雇用おこし促進事業」などの政策を打ち出しておりますが、本町にとっては実効性のあるものになっていないというのが現状であります。一方、本町の基幹産業である農業につきましては、国際的には厳しい環境にあるものの、農業者個々の努力と道や農協をはじめとする関係機関のご支援により、生産基盤の整備も確実に進み、他市町村に誇れるような経営水準に達しているものと思っております。引き続き、関係機関と連携を深め、国に対する要請活動も通じ、より強固な経営基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。このほか、住民が安全・安心に生活できる環境整備のため、地域との連携は深めながら「協働まちづくり」を基本に進めてまいりたいと考えておりますので、従前以上に、議員の皆さまのご理解とご協力をいただきますようお願いをいたしたいと存じます。

次に、2点目にお尋ねをいただいた行政と住民が一体となったまちづくりについてお答えをいたします。

まず、1点目の住民に対する情報発信についてであります。現在の厳しい財政状況から、今後、財政健全化と受益者負担の適正化の観点で行う使用料をはじめとする負担の引き上げや各種住民サービスの見直しを行うこととなりますので、その際に住民の皆さまのご理解もいただかなければなりませんし、また、住民目線に立った政策判断もしていかなければなりませんので、広報による情報提供は当然であります。青空町長室などに加え、新たな取り組みを検討したいと考えております。

次に、2つ目の町が行ったアンケート結果についてであります。昨年12月に実施しました置戸町との合併に関する住民アンケートの結果、合併に反対する者が賛成する者を大きく上回ったことから合併を断念いたしました。厳しい財政状況など合併の必要性について、住民の皆さまに十分に説明することができなかつたという面もあり、反省をしなければならぬ点もあつたかと思ひますが、アンケートの結果は住民の意思として十分尊重し、判断をさせていただいたものであります。

なお、最後にお尋ねいただいた住民運動の参加者に対する匿名の電話の件につきましては、そうした事実を承知しておりませんが、合併を断念した今、町民が一丸となつて厳しい財政状況を乗り越え、まちづくりを進めていかなければならぬ大事な時期であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） 最初の質問の中で、介護保険制度の改正の件ですけれども、この行政執行方針の中で、この改正はサービスの向上につながるような表現がありますけれども、この辺について、なぜそういう捉え方ができるのか、その辺についての根拠を説明い

ただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山川栄二君） ただいま町政執行方針のこの4ページの方に記載しております介護保険制度についての件についてのご質問いただきました。ここで議員からご指摘ありますのは、サービスの向上ということでのご指摘でございます。執行方針の中には、サービスの質的向上という表現をさせていただいております。この意味は、サービスを提供する側の質の向上という表現ということで、ご理解をいただければと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） ただいま説明ありました質的向上でありますけれども、であれば質的向上というのがどういうふうに変ったのか、変わっていくのか、説明いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山川栄二君） まだ国会で審議中でもありますし、私どもにも詳細は届いておりませんが、何点かございます。内容によっては、例えば指定事業者。介護保険の指定事業者がございすけども、その指定事業者に対する更新制の導入。いわゆる1回指定したからずっとしてされるということではなくて、何年かおきに更新制度が導入されると。それによって、サービス提供の悪い業者については、指定が取り消されるというようなものも一つあります。それから、いわゆる介護保険のサービスを受けるためにケアマネジャーがいろいろ認定のための調査等を行っておりますけども、これらのマネジャーの、これも資格の更新制を導入すると。一度資格とって何年かおきにもう一度更新をするという制度に変わるように聞いておりますし、そのマネジャーの研修生でも義務化をするというような方向で今動いてるようでございます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） サービスをする側の質の向上だというふうにおっしゃいましたけれども、現実、今の説明の中では、指定業者の更新ですとか、マネジャーの資格更新ですとか、これらが果たしてどれだけサービスを受ける側にとってメリットがあるのか非常に疑問でありますけれども、私は少なくとも制度の基本的に変わっていく中身については、執行方針等で表現する場合には、やはり町民にとってどうなるのか、この制度がどう変わっていくのかということ表現すべきでないかというふうに思います。そこで、実質介護保険制度が変わることによって、訓子府の介護を受けている人たちがどういうふうに区分され、給付抑制へつながる状況にあるのか、その辺について数字でお示しいただきたいと思っておりますけれども。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山川栄二君） 介護保険の関係で、今変更の中身等についてのご質問もあつたと思いますが、これはまだ実際には情報として流れてきている程度でありまして、改正、あるいは見直しの詳細については、私どももまだ説明会も受けてございませんので、詳細についてはお答えできないことをご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番(上原豊茂君) まだ説明の段階でないというわけですから、ぜひ、そういう変更に関しては、町民にいち早く伝わるように、また介護受けられてる方々が、前段でそういう状況承知できるような体制づくりをしていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

次の次世代育成支援対策推進法の関係でありますけれども、基本的にこの支援対策推進法は、住民参加というところに視点がおかれているんでないかというふうに私は捉えています。さまざまな形でその内容と言いますか、契約について公表をするというようなことも含めて、大きく開けた法律として捉えていいんでないかというふうに思いますけれども、例えば先ほど回答いただきました中には、住民参加という部分については、なんら表現がなかったわけですが、それらについての取り組みあるのか否、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(山川栄二君) 今先ほども答弁の方で申し上げましたように、本年の3月31日という形で、行動計画の作成するというので今動いておりますけれども、全国・全道的にも合併絡みのいろんな問題がありまして、この取り組みについては、全国的にも遅れているというのが実態であります。私どもも、前もってアンケート等の調査を実施をしまして、それぞれ今分析をして、どのような形でこの法律に行動計画を取り組んでいくかということで今検討をしております。当然議員ご指摘のとおり、住民の方に参加をいただくと言いますか、住民の方にも役割分担をしていただかなければ、行政だけではできない分野もあると思いますので、その辺については、今後ご理解をいただきながら実施をする方向で進めてきたというふうに考えております。

議長(柴田喜八君) 上原豊茂君。

2番(上原豊茂君) 今説明にありましたように、3月31日計画という話であります。となれば、当然どういう形で住民に参加いただいて、この法律に向けての行動計画策定をするのかという段階に入っているべきでないかと。それが今これからそのことを考えるんだと、対応するんだというような、その辺がそもそも閉ざされた行政、住民がなかなか参加できない、そういう状況になっているのではないかというふうに思うわけです。これらについては、当然子供をどう育てるのか、何がこの地域としての問題なのか、この地域に則した契約は何であるべきなのかと。これらについては、当然専門的な知識、また、実質子供を育てる親たちの声というものが十分生かされていくべきだというふうに思いますし、それがはじめて、この法律に則した対応・対策でないかというふうに思いますけれども、住民参加が必要だというだけでなくもう即刻入ると。住民参加、それらの意向きちっと取り組んでいくんだという形にはならないでしょうか。その辺についてお答えいただきたい。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(山川栄二君) この法律につきましては、議員ご指摘のとおり、当然ながら住民にもご参加をいただきながら対応していかなければできない項目というのはいっぱいあります。基本的には、国の方からだいたい14項目ほどの最低限、この部分について

取り組んでいただきたいという項目がございます。でも、その中でも町村の実態に応じて対応してくださいという指針が出ておりますので、どの分野をどこまでやるかというのは、今内部で十分詰めている段階でございますので、詳細は申し上げることはできませんけれども、例えばこの14項目の中で、保育の関係であれば保育所関係、それから子育て支援の関係、あるいは放課後児童の関係、それから乳幼児の健診の関係ですとか、ファミリーサポートセンターですとか、いろんな項目ございまして、ものによっては住民の参加なければ対応できない項目もございます。例えば、ファミリーサポートセンターというようなものが計画の中に取り組んでおりますけれども、これも実際には行政が行うというよりも、子育てを援助したい人、それから援助してほしい人という立場で支え合うというような事業でもございますので、これらについても今計画をつくったとしても、即実行できるというようなことにならないと思いますので、数年かけてそういうものも住民参加の形を取組みたいということで、計画を立てていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） ぜひ、住民を巻き込んだ行動計画策定に入っていただきたいと思っております。それで一つ私が言いたいのは、先ほど最初に申し上げましたように、非常に緊縮財政の中でどうするのかと。いろんな住民としてのストレスも感じるでしょうし、それらを払拭するという意味においても、こういう住民参加型のせっかくそこに道を開いてくれた法律ができるわけですから、それらをしっかり取り組んでという姿勢が当然だろうし、先ほど田中議員からもありましたような職員の資質向上という意味でも、やっぱりこの辺の目線を変えていく、そういう必要性があるんでないかと思っておりますので、ぜひ、その辺については内容をしっかり精査し、それなりの知識を持つ住民、また、そういう対象者の意向を十分に組み入れる体制づくりをしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

次の学校教育の関係でありますけれども、これもまだ決定したわけでない。だから、今のところ明確な回答はできないというふうになるかと思っておりますけれども、私は教育行政については、状況変化にいかによりしっかりした情報キャッチをしながら対応するのかということが大事になってくるんでないのかと。国の体制に流されるんでなくして、こちらの基本的な方向をしっかりと持って対応すると。むしろ、そういう変化を利用するというような姿勢が大事でないかというふうに思うわけでありまして、この教育行政のほかについては、予算を一般財源化するというような方向性も出されております。そういう点からすると、例えば首長が教育行政に対してどう考えるのか、町の体制全体に対してどういう基本的な姿勢を持つのかということで、大きく変わってくるというふうには考えられます。その点からしますと、当初って言いますか、冒頭に申し上げましたように、当然町として何を柱にし、どこに住もうとするのか、その方向性、基本的な考え方というのを明確にしておくということが問われてくれないかと。お金は記しがついておりませんから同じ瓶に入れると、どれがどれだかわからなくなってしまうということもあろうかと思っております。そういう点では、教育について、どういう方向性を示すのかというのは大事なことだと思っております。そ

ここでこれは教育委員会の基本的な姿勢も問われてくるということになるかと思えますけれども、こういう制度改革に対して、教育行政担当する側として、どう取り組むという姿勢を持っておられるのか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまのご質問でございますが、先ほども町長のから申し上げましたように厳しい財政運営見通しと限られた私どもの体制の中で、教育行政の責任ある担い手として拡大される権限等を大いに生かしながらと言いますか、利用させていただきながら主体的に地域に根差した、地域のニーズに応じた教育行政の展開。そして、保護者や町民の皆さまの期待に応えるような対応を前向きに取り組んできたいというふうに考えております。また、そのことによりまして、本町の今現在の総合計画の大きな教育の柱でございます「心豊かな人づくりと文化の香り高いふるさとづくり」を目指して、教育行政を前向きに推進してきたというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） 今申し上げましたように、教育にかかわる財政の区分の変化と言いますか、そういうことが起きてこようかと思えますけれども、基本的な考え方として、それらを一般財源として取り扱うのか、それとも従前どおりと言いますか、きちっと区分けをしながら教育行政を遂行しようとするのか、その辺について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 教育につきましては、これは将来のまちづくり、国づくりの基本ということになるかと思えますが、教育にかかわる財源の区分といたしまして、これは教育という区分で私はいいいと思えます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） 私、当然そういう確定されたものでないと言われればそれまで、これからそういう方向性があるよという指摘が専門誌の中であります。そういうことを踏まえて、この中に首長の考え方によって、「それぞれの自治体で教育に差が出て当然だ。」とニセコ町長が言っていると。そういうことが起こりうるよという指摘をされております。そういうことをとらえて、訓子府の町はどうするのですかということを確認したかったわけでありまして。ぜひ、そういう意味でその辺の一線をきちっと引きながら、教育行政は教育行政としての計画を充実をさせていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。

次の町の産業ですとか、基幹産業ですとか、あと働く場所の確保の件ですけれども、最近当町における企業の倒産等も伝え聞いているところでもありますけれども、非常に先ほど町長が言われたように、不安定な状況の中で職場の確保というのは大変だということは良くわかります。良くわかりますけれども、これも例えば今まで行政サイドで考えてきた、要するに金を動かして仕事をつくるという発想から一転して、住民の町民の中からいろんな発想は出てくるわけですから、それを活用した中での企業、要するに仕事を起こすとい

うことも含めて検討していく必要があるのではないかというふうに思いますし、また、町長の行政執行方針の中でも言われていますように、先ほどの回答にもありましたけれども、非常に海外との関係で言いますと、農業のおかれている状況というのは、ここ1年はタマネギが非常にいいということもありまして、万々歳というような感じも受けますけれども実質そういう条件にはないんだと。いつどこに転落していくかわからない状況にあるというのが実態であります。そういう意味からして、後継者が夢の持てる町独自の支えと、そういう方向性提示が必要でないかと。単に農協にまかせますよと、組織にまかせますよとすることでなくして、町として基幹産業をこう伝えるんだよと。先ほど申し上げましたように、金では支えきれないと、行政としてそこまで助けられないんだとなれば、先ほど言いました最小の経費でもって最大の効果を上げるんだという視点に立って何が必要なのか。それこそ後継者も含めた、そこで働く人たちのニーズをしっかりと受けとめながら精査していくと。それを行政の中に生かしていくということは必要かと思えますけれども、その点で何か明案があればお聞かせいただきたいと思えますけれども。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） うちの町は基幹産業、農業でございますが、その後継者が夢を持てるようなまちづくりという形で答弁いただいてよろしいですか。はい。私は最近私たちによく申し上げていることなんですけれども、どの産業にあったとしても、その産業の将来に夢が持てないようであれば、これはなかなか取り組むことも大変だろうと思うんですが、たまたま私の町が基幹産業、農業ということで、特に若い農業後継者の皆様方に会うとお話をさせていただいておりますが、世界の人口問題と気象問題というのが今大きく横たわっていると私は思っております。今、世界の人口が64億人ですけれども、2050年になりますと世界の人口は93億人まで膨れ上がるというふうに想定されております。今の人口の世界の人口の約5割ぐらい地球上の人口が増えるというような状況が見えてきているわけございまして、そうするとその段階で何が必要かということ、私はまず衣類とかそういうものではなくて、食糧ということになるかと思えます。今、日本の人口は1億2,760万人ほどですが、これがその時点で1億60万人ぐらいまで減ると想定されております。2050年。まだ大分先の話にはなるんですけれども、しかし、皆さんの孫さん方の時代にはそういう時代がくるということ想定した場合に、やはり私どもの基幹産業を農業とする町の後継者の皆様方は、そうした世界の将来というものを考えながらやはりこの農業に自信を持って取り組んでいかなければならない時代を迎えているんだというふうに思いますので、ぜひとも今自給率40%のわが国が、世界からも食糧を買えばいいではなくて、いかにこれから自給率を高めていくかと。北海道が日本の食糧基地としての役割を担っている現状考えたときに、北海道の果たす役割というのは極めて大きいというふうに思います。そういった意味では、私は食糧というのは単に農家の利益うんぬんの問題ではなくて、これからは農業の国益として、国がしっかりと守ぐらいの姿勢を持っていかなければならない時代を迎えようとしております。その場になってからこのようなことを考えてももう遅いともますので、今からそうしたことにしっかりと自信を持って農業に取り組んでいく環境構築。これは国はやはり農業は農家の利益ではなくて、国益として農

業をしっかり守るぐらいの姿勢を持ってもらいたいということを私は今主張させていただいております。たまたま本町が基幹産業、農業でありますから、こういうことに私は気づいたわけですが、この姿勢をこれからも町としてできるだけのことやりながら、しっかりと農業を基幹産業として誇りの持てるような、そういう基幹産業に育てていくように自治体としても努力をしていかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） それぞれの項目に対しまして、お答えをいただきましたけれども、この冒頭で申し上げていますように、町としてこれからどこに住むのか、何を柱にするのか、今までお話いただいたことも含めまして、例えば明瞭簡単に訓子府の町のこれからの進め方として何を柱にするのか、その辺についてあれば、整理されていけばお話をいただければと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 一口に言って、今申し上げた農業の振興という面について、これからは今までもそうですけれども、私は農協とか、生産者団体としっかりとスクラムを組んで、この基幹産業を育てていくということが、まず大事だと思いますし、それから、これから特に高齢化社会を迎えておりますが、超高齢化社会になると思っておりますので、そうした時代を考えたときに、やはりお年よりも安心して住めるようなまちづくりというものに力を入れながら、これからのまちづくりに取り組んでいかなければならないというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） 考え方にはそれぞれ差がありますから、何が良くて何が悪いというのは一概に言えないと思っておりますけれども、いずれにしても、町民は非常に財政難ということを頭にインプットされていますんで、不安は募っていると思っております。そういう意味では、方向性を明確にすべきと。自治体の方向性を明確にするということが、大切でないかというふうに思っておりますので、そういう意味ではぜひ町民に向けてのそういう方針を発信していただければというふうに思います。また、その中で議論し、いろんな声を行政の柱に据えていくのも結構かと思っておりますんで、でよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の行政担当と住民が一体となったまちづくりという点でありますけれども、すでに申し上げましたように、非常に財政が厳しいとなれば、これは金をかけないでまちづくりをしなければならない。金をかけないでまちづくりをするということは、町民にどれだけ協力してもらえるのかということだと思っております。そういう意味では、先ほども申し上げましたように、行政と住民の間に壁をつくらない。例えば、最初に申し上げました制度の改革にしてもそうでありますけれども、可能な限りと言いますか、個人情報保護法という問題もあるかと思いますから、そういうことは別に、当然開示できるものは開示すると。そして、率直に住民の町民の声を聞くんだという姿勢を示してことが必要かと思っております。それは先ほど何人かのご質問の中でも、例えば青空町長室の充実ということがありました。でも、私はそれはそれの前だろうと。もう一步踏み込んだ町民との交

流と言いますか、行政側が意図的にそういう体制づくりをしていかなければ、今の状況を打破することはできないだろうと。そういう意味では、一步踏み込んだ方策をお聞かせいただければというふうに思います。と同時に、当然行政ですとか、隣の人たちとか、いろんな形でスクラムを組むということになりますと、相手に対する不信感というものがあれば当然それは近づかないわけですから、手を組むことを固く組むことも意見を交わすこともできないというふうに考えられます。そういう意味では、こういう大きな合併という問題突き当たって、それぞれの意見がぶつかり合ったと。それぞれの主張があったんだという中では、お互いに何とも埋めきれない、そういう思いがあるかと思います。そういう意味では、町長自らがここに書いてありますように、住民が判断を誤ったら困るんだというようなことを実質私の質問に対して答えたことがあります。これは、町民が判断したことを尊重すると言ってる意味がわかります私は。でも、あえてここでそのことに対する町長の真意を町民に伝えるという姿勢が、今必要でないかというふうに思いますけど、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 特に今のように財政的に厳しい状況の中で、このまちづくりをしていくというときに、何が大事かというやはり町民の理解と協力。まさに「協働のまちづくり」というものが、これは避けてとおれないわけではありますが、その辺のことにつきましては、まず私どもがこの町民、住民の皆さんに説明をして、よく理解をしてもらって、そして、町民との「協働のまちづくり」というものをしっかり皆さんに訴えていかなければならない。そういった面で、一部ちょっと誤解されている面があるとすれば、これは説明不足だったところもあるのかなというふうにも思いますが、いずれにいたしましても、これからのまちづくりは、まさにそうした現実しっかり町民の皆さんにもご理解をいただいた中で、「協働のまちづくり」ということを前提に、これから我慢するところは我慢していただきながら、どうしてもこれだけはなんとしてもクリアしてあげなければならないという部分については、これは行政としてもクリアして、町民の福祉の向上のために努力していかなければならないと、そのように思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） ぜひ、住民と行政の連携を深めるということを念頭においた改革をとっていただきたいと思います。

ここで次に移ります前に、高橋議員さんの質問の中で、住民運動の関係でその合併反対をしている集団だと言いますか、運動だったというような発言だったような捉え方を私したんですけれども、現実ここで資料もございまして、「訓子府の将来を考える会」で発行した文書の中には、きちっと「合併に反対することないんだよ。」ということも明記されております。そういう意味では、ぜひ、もしそういう誤解持っている方がいらっしゃったとすれば、その辺の誤解を解いていただきたいというふうに思います。そういう意味で、この関係では非常に町民の中にも誤解を持っている。深見町長が提唱している置戸町との合併に対して、住民運動を起こしたものは、反対運動してるんだという捉え方が根強く残ってるんでないかと。これも先ほど申し上げましたように、これからのまちづく

りの中で、非常に弊害になるだろうというふうに私は感じているところであります。そういう意味で、今もなお、この会のメンバーだった者のところに匿名の責任追求の電話が入るといふ実態があるわけですから、これに対しては、当然行政としてきちっとした町民向けの訂正と言いますか、現実をしっかりと伝えるべく対応するべきだといふふうに私思いますけども、この辺についての町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） すべきだといふんですか。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） 極めて簡単だと思うんですけども、結局、今回の町長は何回も言ってるんです。実際にこの議会のやりとりの中でも、アンケートの結果について、真摯に受けとめながら方向決めたんだと。そう言っておりますし、当然そういう情報発信はしております。しておりますけれども、その歪んだ感情と言いますか、それはなかなか解けないというのが、これは事態ではないかと。であれば、当然さらにそこに手を加えると言いますか、修正するべく努力をするという必要があるんでないかと。私はなんでこんなことを言うかと言いますと、先ほどから申し上げましたように、金のない中で行政運営をしていく中では、当然町民の一致団結した姿勢が必要なんだと、協力が必要なんだと。そういう点からして、当然この問題は早期に解消すべきだと。そういう観点で、問題提起をしているわけでありまして。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 確かに、合併に反対されていた組織もあったかと思っておりますけれども、私はだから合併しなかったのではなくて、町がこれ住民アンケートを取ったわけですね。93%の回収をもって、57.2%の合併反対という高い高率の反対という住民の意思を私は尊重させていただいたわけでありまして、そういうその反対運動した人がいたからこうではなくて、極めて大事なことなので、本当に責任能力の持っている住民の皆様方に、全町民にそのアンケートを取った結果として、その結果を尊重しただけですので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） 今町長のお発言の中に、「合併に反対組織があったかと思う。」という発言ございました。合併に反対した組織という組織がどこに存在したのか、もし、町長わかっていればをお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 合併に反対された組織というか、合併に反対されていた方もいらっしゃると思っておりますけど、そういう意味です。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） わかりました。という、私と町長のやりとりの中でも、ちょっとした言葉の行き違いと言いますか、取り違えてこういうことが起るわけでありまして。当然これが6,000町民の中で考えますと、いろんなところで起きてくると。こういう問題をやっぱり逐一解消すると言いますか、町長がすべてできるわけでありませんが、

そういうことが頭においているかいないかということが、町民との信頼関係中で大きく影響してくるんでないかと思しますので、ぜひそういうことも含めた、もし町長が言ったことに誤解を招いていたら直接町長にその問いかけをできる、町民が問いかけをできるような町長の今までと同様の広い心と受けとめるその懐を持っていただければというふうに思しますので、そういうことも含めて、職員も一同やっぱりそういう一緒心構えの中で、これからの行政運営にあたっていただきたいというふうをお願いしておきたいと思します。

そこで、この財政縮減という中で、住民参加はもとより職員の能力と言いますが、見識がどう生かされるのかということが大切になってくるんでないかと思します。また、この議会に提案されております大幅な機構改革等もございませし、先ほどありました大量の退職者等もございませし。そういう中で、どういう視点に立った機構改革・体制づくりを考えているのか、その辺のお考えお聞かせいただきたいというふうに思します。

議長（柴田喜八君） 上原議員、ちょっと今の。

2番（上原豊茂君） 中身の精査をしてたんだと思しますけれども、私が問いかけているのは、こういう住民参加をしなければならぬですとか、いろんな状況が出てくると。それは当然ここに書かれておりますから、そういう中でこの財政難の中で、そういうこと取り組んでいくのには、職員がどう動くのか、職員の駒をどうするのかというような非常に大きくなるんでないかと。その辺を聞かせていただきたいということなので、もし、それでも間違っているというならば終わりたいと思しますけれども。

議長（柴田喜八君） はい。町長。

町長（深見定雄君） 退職する職員がいても、それを不補充で対応しなければならないというぐらい町の財政も厳しくなっているわけですが、だから、その分町民に我慢しなさいではなくて、職員一人ひとりの能力の向上を図りながら、最小の経費で最大の効果を上げていく、そうしたまちづくりということを前提にやはりこれから努力をしていかなければ、旧態依然としたやり方でこれからのまちづくりができるかという、なかなかそうならない。何でも町民に、そこに住んでいる住民に財政的に厳しいんだから我慢しなさい我慢しなさいではなくて、今だからこそ、こういう時期だからこそ町職員が知恵を出し、能力を出して、そして、いかに厳しい中でも住民の皆さんにご理解をいただけるような、満足していただけるような町政運営をできるかということが、これから極めて大事だと思しますので、そういったことを視点に、これから職員も私ども一丸となってがんばってきたいと思しますので、ご理解を賜りたいと思します。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

2番（上原豊茂君） ぜひ、そういう意味ではこの難局を乗り切るべく、体制づくりをしていただきたいと思しますし、先ほどから申し上げましたように、住民参加をどういうふうに取り込んでいくのかということが大きな課題になるかと思します。住民も行政執行者担当者も、謙虚にこの課題取り組んでいくということが極めて大切でないかと思します。私どももたいした能力ございませしけれども、そういう意味ではより多くの声をこういう場を通して、また、それぞれの職員、町長にお届けできるような努力してまいりたいと思しますので、それぞれの立場で十分な研鑽を積んで、努力をしていきたいと思します。

その辺をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） これにて一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。

3時10分から再開いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

予算審査特別委員会設置

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

お諮りいたします。

平成17年度各会計予算及びこれに関連する審議をし、議案を審議するため議長を除く議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第18号から議案第21号まで及び議案第11号から議案第16号までの各案を付託することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって議長を除く議員を予算審査特別委員に選任し、特別委員会に議案第18号から議案第21号まで及び議案第11号から議案第16号までの各案の審査を付託することに決定しました。

休会の議決

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会の審査のため、ただいまから付託案件審査終了までの間、休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査が終了するまでの間、休会とすることに決しました。

散会の宣言

議長（柴田喜八君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時13分